

後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成24年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。年6回の特別徴収（年金からの納付）の期間のうち、4月・6月・8月の3回分の徴収額は、仮徴収の金額となります。

本来、保険料は前年の所得で計算します。しかし、その年の所得額などが確定するのは7月になるため、それまで年間の保険料額は決まりませ

ます。
そこで、4月・6月・8月に暫定金額として仮徴収を行うことで、1回あたりの徴収額の軽減を図っています。平成24年度の確定した年間保険料額は、7月に通知しま

すので、ご理解ください。
◎特別徴収（年金からの納付）
次に該当する方は、4月初旬に通知書を送付します。
①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付の方
②平成23年4月1日～10月1日までに、本町で後期高齢者医療制度に加入または介護保険第1号被保険者（65歳以上）になった方

合計金額が18万円以上であつても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。
◎普通徴収となる方
次に該当する方は、納付書または口座振替による納付になります。
①年間の年金額が18万円未満

合計金額が18万円以上であつても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。
◎加入手続きが遅れると職場の健康保険に加入してある人などを除き、すべての人が国民健康保険の加入者となります。
就職や退職、引越し等で保険証の変更がありましたら、住民課または白里出張所で手続きをしてください。

国民健康保険は加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から課税されます。そのため、加入した月の分までさかのぼって保険税を納めなければならなくなります。また、保険証がないと、発行されるまでの間、医療費をいつたん全額自己負担する

ことになります。
◎脱退手続きが遅れるとほかの健康保険に加入している方が、国民健康保険の保険証を使って医療を受けると、国保が負担した医療費を返していただく場合があります。また、ほかの健康保険と国民健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

固定資産税に関する帳簿の縦覧・台帳の閲覧

◎土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者が本町にお持ちの自己的土地・家屋の価格を町内のほかの土地・家屋と比較し、所有する固定資産の内容等を確認していく制度です。

▼縦覧できる方
①土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）
本町に土地を所有し、固定資産税が課税されている方
②家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）
本町に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方

▼手数料
（70）0322
◎固定資産税台帳の閲覧
本町に土地・家屋を所有している方（納税義務者）および土地・家屋の借地人・借家人等は、自己の土地または家屋の固定資産課税台帳の閲覧

▼手数料
（70）0322
◎閲覧場所
問税務課資産税班
（70）0322
▼持ち物
①運転免許証などの身分証明書、借地人・借家人等は賃貸借契約書など
②手数料
（70）0322
▼手数料
（70）0322
◎閲覧期間中の閲覧
問税務課資産税班
（70）0322
▼手数料
（70）0322
◎手手続き方法
（70）0322
①医療機関に予約後、受診日の10日前までに、予約日の分かるものと印鑑・被保険者証を持参し、住民課で申請してください。
②承認証をお渡しますので、予約した医療機関へ提出してください。

町では、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドックの助成を行っています。町と委託契約をした医療機関で人間ドックを受けるときに、検査費用の7割相当額（4万円を限度）の助成を受けられます。

◎町と契約している医療機関
国保大網病院、さんむ医疗センター、亀田総合病院、亀田総合病院附属幕張クリニック、千葉社会保険病院、塩田病院、斎藤労災病院、八街総合病院（国保のみ）、浅井病院、国保旭中央病院、公立長生病院

※届出のときは、窓口に来る方の本人確認ができるものをあわせてお持ちください

※納税義務者以外の方は委任書

▼縦覧日時
4月2日(月)～5月31日(木)
※(土・日)・祝日は除く

▼縦覧場所
税務課

▼持ち物
運転免許証などの身分証明書

有り、固定資産税が課税されている方

縦覧日時
4月2日(月)～5月31日(木)
※(土・日)・祝日は除く

縦覧場所
税務課

持ち物
運転免許証などの身分証明書

固定資産税納税通知書の発送は5月中旬です

平成24年度の固定資産税納税通知書は、評価替えのため5月中旬に発送します。

そのため、第1期納期限は、5月31日(木)となります。

なお、お持ちの固定資産の価格等については、納税通知書に添付されている課税明細書をご覧ください。

問税務課資産税班

（70）0322

※年金を複数受給していて、合計金額が18万円以上であつても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。
◎特別徴収（年金からの納付）
次に該当する方は、4月初旬に通知書を送付します。
①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付の方
②平成23年4月1日～10月1日までに、本町で後期高齢者医療制度に加入または介護保険第1号被保険者（65歳以上）になった方

合計金額が18万円以上であつても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。
◎普通徴収となる方
次に該当する方は、納付書または口座振替による納付になります。
①年間の年金額が18万円未満

合計金額が18万円以上であつても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。
◎加入手続きが遅れると職場の健康保険に加入してある人などを除き、すべての人が国民健康保険の加入者となります。
就職や退職、引越し等で保険証の変更がありましたら、住民課または白里出張所で手続きをしてください。

国民健康保険は加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から課税されます。そのため、加入した月の分までさかのぼって保険税を納めなければならなくなります。また、保険証がないと、発行されるまでの間、医療費をいつたん全額自己負担する

ことになります。
◎脱退手続きが遅れるとほかの健康保険に加入している方が、国民健康保険の保険証を使って医療を受けると、国保が負担した医療費を返していただく場合があります。また、ほかの健康保険と国民健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

問住民課国保年金班

（70）0334

5月末に変更になります

軽自動車税の納期限が

△納期限の変更

△納税通知書の発送時期

△納期限の変更に伴い、納税

通知書は5月中旬ごろ発送す

る予定です。5月下旬になつ

ても納税通知書をお手元に届

かない場合は、役場税務課ま

た

る

軽自動車税の賦課期日は従

来どおり4月1日です。毎年

4月1日現在で登録され

る軽自動車の所有者に対し

て軽自動車税が課税されます。

軽自動車税の賦課期日は従

来どおり4月1日です。毎年

4月1日現在で登録され

る軽自動車の所有者に対し

て軽自動車税が課税